

2026 年 9 月

お客さま各位

碧海信用金庫

投資信託 電子サイン取引の開始および投資信託の約款・規定の 新設・改定および「各種約款・規定」電子化のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当庫では、令和 8 年 9 月 14 日（月）から投資信託の電子サイン取引を開始いたします。

これに伴い、約款・規定の新設および改定を行いますので、お知らせいたします。

また、下記の「各種約款・規定」の電子化に伴い、令和 8 年 9 月 14 日（月）より当金庫のホームページで同「各種約款・規定」を確認いただけるようになります。

つきましては、書面による「各種約款・規定」の交付を終了させていただきますので、ご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お手数をお掛け致しますが、下記お問い合わせ先までご連絡願います。

記

1. 新設する規定

投資信託 電子サイン取引規定

2. 改定する約款・規定

碧海信用金庫投信取引約款

非課税口座約款

自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）

「へきしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定

3. 改定概要

電子サイン取引にかかる記載の追加

4. 新設・改定日

2026 年 9 月 14 日（月）

5. 電子化する約款・規定（上記約款・規定を含む）

・ 特定口座約款

・ 「へきしん投信インターネットサービス」取扱規定

- ・「電子交付サービス」取扱規定
- ・未成年者口座および課税未成年者口座約款
- ・へきしん一般債振替決済口座管理規定
- ・へきしん保護預り規定（国債証券等）
- ・振替決済口座管理規定

6. 本件に関するお問い合わせ先

碧海信用金庫 個人営業部

電話番号 0120-968-310 （受付時間 平日 9:00～17:00）

以 上

投資信託 電子サイン取引規定

1. (規定の趣旨)

- (1) この規定は、碧海信用金庫（以下「当金庫」といいます。）所定のタブレット端末を利用し、お客様（個人のお客様に限ります。）からの電子サインによる投資信託取引およびその他の取扱いの受付等を行うに際し、お客様と当金庫との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2) お客様と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの規定に定めがある場合を除き、投信取引約款、自動けいぞく（累積）投資約款、特定口座約款、非課税口座約款および定時定額購入取引取扱規定等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。

2. (取扱範囲)

当金庫が当金庫所定のタブレット端末における電子サイン取引で取扱う投資信託取引およびその他の取扱いの受付等を行う範囲は、次の各号に定めるものとします。

- ① 投信取引口座、特定口座および非課税口座の開設
- ② 投資信託受益権等の募集注文、買付注文、解約注文および買取注文
- ③ 投資信託定時定額購入取引の申込、変更および中止
- ④ その他投資信託取引の取扱いに係る当金庫が別途定める諸手続き等

3. (印鑑の届出等)

- (1) お客様が、電子サインにより投信取引口座の開設を申込む場合には、印鑑の届出を不要とし、指定預金口座の届出の印鑑をもってお届けの印鑑とします。
- (2) お客様が、電子サインにより上記2の取引を申込む場合には、お客様によるお届けの印鑑の捺印を要しないものとします。
- (3) 上記2の各号に該当しない投資信託取引またはその他の取扱いの申込み等を行う場合には、当金庫所定の申込書等に必要事項を記入のうえ署名捺印（指定預金口座のお届けの印鑑によります。）し、これを当金庫の投資信託取扱いの本支店または出張所（以下「取扱店」といいます。）に提出することにより申し込むものとします。
- (4) 指定預金口座が印鑑レス口座の場合、投信取引口座は印鑑レス口座となります。

4. (本人確認等)

お客様が、電子サインによる上記2の取引を行うときは、お取引の都度、お客様ご本人からのお申込みであることを確認するため、当金庫所定の本人確認をさせていただきます。

5. (障害時の取扱い)

- (1) 当金庫所定のタブレット端末やシステムに障害が生じた場合、その他当金庫がやむをえないと認める相当の事由がある場合は、電子サイン取引の申込みの全部または一部を一時中止することがあります。この場合、当金庫に故意または重大な過失があるときを除き、当金庫は責任を負わないものとします。
- (2) 上記(1)により電子サイン取引をすることができない場合において、当該対象取引を行おうとするときは、当該対象取引に係る申込書等に必要事項を記入のうえ署名捺印（指定預金口座のお届けの印鑑によります。）し、これを取扱店に提出することにより申し込むものとします。

6. (免責事項)

当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 当金庫所定のタブレット端末にて申込みを受けた場合、当金庫が相当の注意をもって本人確認を行い、本人と相違ないものと認めて行った投資信託取引およびその他の取扱いにより生じた損害
- ② 当金庫所定のタブレット端末にて申込みを受けた場合、本人であることが確認できなかったために、投資信託取引およびその他の取扱いを当金庫が行わなかったことにより生じた損害

7. (規定の変更)

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

8. (お支払方法)

本取引における買付金額を指定預金口座から引落す場合には、預金規程にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は不要とし、当金庫所定の方法で行うものとします。

以 上
(2026. 9. 14 制定)

新	旧
<碧海信用金庫投信取引約款> 第1章 投信取引 1. (約款の趣旨) (1) 当約款は、投資信託受益証券の保護預り取引、投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引および投資信託受益権の振替決済取引または、それらを組み合わせた取引（以下「投信取引」といいます。）について、お客様と碧海信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 なお、当約款における「投資信託」とは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条に規定する投資信託受益証券および投資信託受益権をいいます（外国投資信託受益証券および受益権を除きます。）。 (2) お客様と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、電子サイン取引規定等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。 以下省略 <非課税口座約款> 1. 約款の趣旨 (1) (略) (2) 申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、投信取引約款、自動けいぞく（累積）投資約款、特定口座約款、電子サイン取引規定および定時定額購入取引取扱規定等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。 以下省略 <自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）> 1. 約款の趣旨 この約款は、碧海信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）を通じて取引する追加型株式投資信託のうち自動けいぞく投資コースの投資信託（以下、自動けいぞく投資コースの個々の投資信託のことを「個別商品」といいます。）について、お客様と当金庫との間の自動けいぞく（累積）投資に関する取決めです。 当金庫は、この約款の規定にしたがってお客様と個別商品の自動けいぞく（累積）投資契約（以下、「契約」といいます。）を締結いたします。なお、この約款に別段の定めがないときには、「碧海信用金庫投信取引約款」（以下、「投信取引約款」といいます。）、電子サイン取引規定、個別商品の投資信託約款、個別商品の目論見書にしたがって取り扱います。 以下省略 <へきしんの投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定> 1～9 (略) 10. (その他) (1)～(2) (略) (3) 本規定に別段の定めがないときは、「碧海信用金庫投信取引約款」、「電子サイン取引規定」および上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。 11. (略) 以 上	<碧海信用金庫投信取引約款> 第1章 投信取引 1. (約款の趣旨) (追加) 当約款は、投資信託受益証券の保護預り取引、投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引および投資信託受益権の振替決済取引または、それらを組み合わせた取引（以下「投信取引」といいます。）について、お客様と碧海信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 なお、当約款における「投資信託」とは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条に規定する投資信託受益証券および投資信託受益権をいいます（外国投資信託受益証券および受益権を除きます。）。 (追加) 以下同左 <非課税口座約款> 1. 約款の趣旨 (1) (同左) (2) 申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、投信取引約款、自動けいぞく（累積）投資約款、特定口座約款 (追加) および定時定額購入取引取扱規定等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。 以下同左 <自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）> 1. 約款の趣旨 この約款は、碧海信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）を通じて取引する追加型株式投資信託のうち自動けいぞく投資コースの投資信託（以下、自動けいぞく投資コースの個々の投資信託のことを「個別商品」といいます。）について、お客様と当金庫との間の自動けいぞく（累積）投資に関する取決めです。 当金庫は、この約款の規定にしたがってお客様と個別商品の自動けいぞく（累積）投資契約（以下、「契約」といいます。）を締結いたします。なお、この約款に別段の定めがないときには、「碧海信用金庫投信取引約款」（以下、「投信取引約款」といいます。）、 (追加) 個別商品の投資信託約款、個別商品の目論見書にしたがって取り扱います。 以下同左 <へきしんの投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定> 1～9 (同左) 10. (その他) (1)～(2) (同左) (3) 本規定に別段の定めがないときは、「碧海信用金庫投信取引約款」、 (追加) 上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。 11. (同左) 以 上